

令和8年度

委託訓練説明書

(大型自動車一種運転業務従事者育成コース)

令和8年1月

長崎県雇用労働政策課

目 次

1	委託訓練の目的、種類及び内容	1
2	委託訓練コース及び訓練機関の選定方法	1
3	実施主体（委託元）	1
4	企画コンペ参加資格	1
5	訓練提案における留意事項	3
6	訓練期間、訓練開始時期	3
7	訓練時間等	4
8	修了要件	4
9	訓練機関の業務	4
10	委託訓練コース設定に係る留意事項	4
11	訓練実施場所	5
12	訓練実施方法	5
13	委託訓練の対象者	5
14	訓練生の取扱い	5
15	就職支援	6
16	託児サービスの付加	6
17	委託費	8
18	計画コース数、定員数	8
19	提出書類、提出期限及び提出方法等	9
20	プレゼンテーションの実施	9
21	委託先訓練機関及び訓練コースの内定	9
22	委託契約の締結	9
23	その他	9

1 委託訓練の目的、種類及び内容

委託訓練は、離職者、母子家庭の母等、障害者、職業能力開発及び向上について特に援助を必要とする者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に基づき、公共職業能力開発施設が専修学校、各種学校、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等（以下「訓練機関」という。）に委託して行う職業訓練です。

大型自動車一種運転業務従事者育成コースは、自動車教習施設における大型自動車一種免許の学科及び実技のほか、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を行う課程とします。

※本訓練は厚生労働省において令和8年度予算が成立することが前提であり、予算が成立しない場合は実施しません。

本訓練の訓練内容は以下とします。

(1) 法定教習

ア 訓練生が所持する自動車運転免許の種類ごとに法令で定められる教習時間とする。

(2) 法定教習以外

ア 1日当たりの訓練時間は原則として6時間とし、9時から17時までの時間帯で設定する。概ね1時間に10分の休憩時間を設定する。

(3) 企業実習

ア 修了後の就職につながる実践的な技能の習得をめざした訓練内容とする。

イ 時間外、夜間、泊まり込み等による訓練は実施しない。

(2) について

年代・職種を問わず、様々な人材がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であることとされていることから、訓練受講者に対してデジタルリテラシーの必要性・重要性を周知し、それぞれの訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を必須とする。（設定時間については任意）

提案時に「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を提出すること。

【デジタルリテラシーを含むカリキュラムの一例】

- ・運送事業におけるデジタル活用による効率化の事例の紹介
- ・パソコン基本操作、Excel実習、インターネット活用

※デジタルリテラシーを含むカリキュラムにおいて、パソコンの使用は必須としません。

2 委託訓練コース及び訓練機関の選定方法

県内の求人・求職状況等に対応した職業訓練の提案を募り、審査の結果、優れている訓練機関と契約する公募型企画コンペ方式により訓練コース及び訓練機関を選定します。

3 実施主体（委託元）

委託訓練の実施主体は、長崎高等技術専門校（以下「高等技術専門校」という。）とします。

4 企画コンペ参加資格

委託訓練は、訓練機関が高等技術専門校に代わり公共職業訓練を実施するものであるため、委託先訓練機関は委託訓練を遂行する能力を有すると認められる者である必要があります。そのため、下記項目の全てを満たす者であることを企画コンペ参加資格とします。

(1) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者。
- イ 次の①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ウ 下記19に掲げる提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者。
- エ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- オ 下記19に掲げる提出期限の日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者。
- カ 下記19に掲げる提出期限の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。
- ケ 委託訓練委託費に関して不正受給に係る処分を受けた者であって、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者。
- コ その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと判断される者。
- (2) 委託訓練を適切に運営できる組織体制、施設、設備等が整備されており、訓練の実施に加え訓練生の訓練受講、職業能力習得、就職等の状況把握及び報告を的確に実施できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。
- ア 訓練運営に当たって、施設、設備、訓練指導体制等の訓練全般に係る総括責任者1名を訓練実施施設ごとに配置できる体制が講じられていること。
- イ 訓練生及び高等技術専門校からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務責任者を1名以上配置できる体制が講じられていること。
- ウ その他、訓練に必要な設備、機器が整備されていること。
- エ 学科の科目について、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができる。（詳細は別紙3を確認すること）。
- (3) 委託訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を配置できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。
- ア 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に

該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

ただし、上記に当てはまらない者であっても、担当する科目的訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目的訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者は講師として配置することを可能とする。

イ 講師は訓練内容が実技のものにあっては15人に1人以上、学科については概ね30人に1人以上を配置できること。

ウ 講師の都合等による休講は認められないこと。

(4) 就職支援責任者を配置し、訓練生の就職支援等の業務を適切に実施できる体制が整備されていること（業務内容の詳細については下記9及び15参照）。

(5) キャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）（国家検定）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者のいずれかを配置し、ジョブ・カードの作成支援及びジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施できる体制が整備されていること。

(6) 提案する委託訓練と同等の教育訓練等を、実施した実績があること。

(7) 事業所内に厚生労働省が実施している「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が訓練機関に在籍していること。

なお、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン事業所認定」を取得している場合は、訓練機関選定の際の加算要素とする。

(8) 原則として、委託訓練説明会に参加した訓練機関であること。

5 訓練提案における留意事項

本訓練は、訓練機関における過去の委託訓練実績において、前回訓練時の就職率が80%未満の場合、当該就職率の確定日以降最初に行う委託先選定の対象となりません。なお、就職率の就職者数は大型自動車1種の運転者として就職した者に限ります。

1回目の訓練コースの就職率確定前に2回目の訓練コースについて委託契約を締結又は締結予定の場合に、2回目の訓練コースの開校前に1回目の訓練コースの就職率が確定し80%未満だった場合は、本県の改善指導・助言を受けることを前提に2回目の訓練コースの実施を認めます。（この際、2回目の訓練コースの就職率が80%以上となった場合に限り、1回目の訓練コースの就職率確定日以降最初の委託先機関選定において、選定対象となる。）

※就職率の算定方法は次のとおりとします。

$$\text{就職率} = \frac{\text{対象就職者}}{\text{訓練修了者} + \text{対象就職者のうち就職のための中退者}} \times 100$$

6 訓練期間、訓練開始時期

- (1) 訓練期間は2か月未満、訓練開始時期は令和8年6月～令和8年11月とする。
- (2) 訓練の一部を土日祝日に行う場合は、事前に高等技術専門校と協議を行うこと。
- (3) 訓練開始日は、原則として公共職業安定所が行う受講指示日の翌日とする。
- (4) 訓練終了日は、原則として訓練開始日に応当する日の前日（以下「対応日」という。対応日が土曜日、日曜日、祝日及び暦上ない場合はその前日）とするが、それにより難い場合は、非対応日とする。
- (5) 訓練開始時期は、原則として上記（1）に記載の範囲において高等技術専門校で決定する。
- (6) 訓練の開講状況、訓練生の応募状況によっては、高等技術専門校との協議により、実施人数の調整を行うことがあるため、訓練を実施できる最大人数（最大実施人数）を提案書に記載するこ

と。

- (7) 公共職業安定所が訓練生を募集した結果、定員に満たない場合であっても、訓練機関が委託訓練を受託できるとして提案された訓練実施人数（最小実施人数）を上回る場合は訓練を実施するものとし、それ以下の場合は、訓練機関と高等技術専門校との協議により訓練実施の可否を決定する。

7 訓練時間等

- (1) 総訓練時間は80時間以上とする。
- (2) 実訓練とは別に入校式、修了式、就職支援を行うものとする。ただし、入校式及び修了式は訓練時間に含まないものとし、就職支援は訓練時間に含むものとする。
- (3) 法定教習時間は訓練生の所持する免許種類による。法定教習時間以外の訓練時間は全訓練生が同一時間数とする。

8 修了要件

本訓練は、訓練設定時間の80%以上を受講するほか、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づく卒業証明書の発行を受ける（指定教習所を卒業する）ことを修了要件とします。

9 訓練機関の業務

- (1) 委託訓練を受託した訓練機関は、職業訓練の実施に伴う業務として、次の業務を行うこと。
- ア 訓練生の出欠席の管理及び指導等
 - イ 訓練の指導記録の作成
 - ウ 受講証明書等に係る事務処理
 - エ 訓練生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
 - オ 訓練生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
 - カ 訓練生の中途退校に係る事務処理
 - キ 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
 - ク 就職支援責任者の配置、求人開拓、求人情報の提供等、訓練生に対する就職支援の実施
 - ケ 災害発生時の連絡
 - コ 訓練実施状況、能力習得状況の把握及び報告
 - サ 訓練修了時における訓練生の就職決定・見込み状況の把握及び報告
 - シ ジョブ・カードの作成支援及び報告
 - ス その他、高等技術専門校が必要と認める事項

10 委託訓練コース設定に係る留意事項

- (1) 企業実習を行うに当たっては、訓練機関は企業実習を行う機関と再委託契約を締結し、当該契約書の写しを高等技術専門校へ提出すること。また、当該契約書には、実習内容、実習期間、実習時間、訓練生の管理体制について明記すること。
- (2) 実技の訓練時間数には、パソコン操作、電話応対等のロール・プレイング等の演習（技能の習得を目的とした科目）のほか、企業実習、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等の就職支援等を含むものとする。
- ア 学科又は実技の訓練時間数は、1時間単位で積算すること。なお、訓練時間1時間単位の中に座学と実技の両方がある場合は、当該時間において主となるもので学科又は実技のどちらにあたるか判断すること。
- イ 訓練生は月ごとの指定来所日及び重点指定来所日に公共職業安定所に来所する必要があるた

め、訓練期間1か月ごとに半日程度の休講日を設けることを前提に訓練カリキュラムを設定するよう配慮すること。

なお、指定来所日及び重点指定来所日に係る休講日の具体的な設定については、訓練の採択後、訓練実施計画の作成前までに公共職業安定所及び高等技術専門校と協議すること。

ウ（訓練の採択を受けた場合）訓練の実施に当たって、補講を行う必要が生じる場合は、事前に高等技術専門校と協議すること。

11 訓練実施場所

訓練機関が所有又は賃貸借している長崎県内の訓練施設とします。

12 訓練実施方法

訓練カリキュラムは通学制とします。ただし、特段の事情等により通学制による訓練が実施できないと認められる場合及び別紙3の要件を全て満たす場合は、一部の訓練カリキュラムでオンラインによる訓練を可能とします。

13 委託訓練の対象者

(1) 以下のいずれにも該当する者とします。

- ア 公共職業安定所に求職申込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者
- イ 自動車運送業界の大型自動車の運転業務への就職を希望する者
- ウ 直近の職歴において自動車運送業界での就業経験が無い者
- エ 訓練開始日時点で関係法令において大型自動車一種免許取得のための資格を満たしている者
※なお、効率的な訓練の実施のため、訓練対象者を「8t限定中型」、「中型」免許所有者に限ることは可能とする。

14 訓練生の取扱い

(1) 受講料について

訓練生の受講料は無料とする。ただし、以下の経費については、訓練生の負担とし、訓練生募集時に明記すること。

なお、訓練生が中途退校したことにより委託費の対象の者とならなかった場合においても、訓練機関は教習費用を当該中途退校した訓練生に請求しないこと。

- ア 訓練生本人に帰属するテキスト代（訓練に真に必要なものに限定し、低廉な額となるよう配慮すること）
- イ 指定教習所において法定の教習時間を超える教習が必要となった場合、当該超過時間に要する費用
- ウ 教習に要する費用のうち、修了（卒業）検定の再検定料、仮免許の再検定料、写真代及び教本代については訓練生の負担、適性検査料については選考を受ける者の負担
- エ 損害賠償責任に対する民間保険の保険料（企業実習中は加入必須）

(2) 労災保険について

委託訓練は労災保険不適用であるため、特に安全衛生には気をつけること。ただし、企業実習期間については、県の負担により労災保険の特別加入を行う。

(3) 損害賠償責任に対する保険について

訓練機関において、訓練実施中の事故発生に備え、訓練生の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を推奨する。なお、企業実習中の訓練生による実習先企業の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入は必須とする。

- (4) 委託訓練に関係のない業務に従事させないこと。
- (5) 委託訓練を実施するにあたり、作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いを行うこと。
- (6) 原則として時間外、夜間、泊まり込み等による訓練は行わないこと。

15 就職支援

訓練機関は、訓練期間中及び訓練終了後3か月を経過する日まで訓練生の就職促進に努めることとします。

具体的な就職支援内容については、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリアコンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合に限る。）等、訓練生の就職に資する各種取組みとします。

(1) 就職支援責任者の配置

訓練機関は、就職支援責任者を配置し、訓練生に対して就職支援を実施するものとし、就職支援責任者の業務内容は次のものとする。

- ア 過去の訓練生に対する就職実績等を踏まえ、訓練生に対する就職支援を企画・立案すること。
- イ 訓練生に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成支援等の就職支援が適切に実施されるよう管理すること。
- ウ 就職支援に関し、高等技術専門校、公共職業安定所等の関係機関及び訓練修了生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、訓練修了生に情報提供を行うこと。
- エ 訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、公共職業安定所に報告すること。

※ 就職支援責任者はキャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）（国家検定）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者であることが望ましいこと。また、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練の就職支援責任者が当該訓練実施施設にて業務を行うこと。

(2) キャリアコンサルタント（国家資格）等の配置

訓練機関は、キャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）（国家検定）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者を配置し、訓練生に対するジョブ・カードの作成支援、並びにジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施する。

キャリアコンサルティングは、訓練期間中に3回以上行うことが望ましいが、実施に当たっては、訓練生の意向を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶようにすること。なお、キャリアコンサルティングの全ての回において、ジョブ・カードを活用する必要はない。

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練期間の後半に、訓練により習得した内容等を踏まえて実施すること。

16 記入サービスの付加

育児との両立が要因となり訓練受講が困難である離職者等も多いため、職業訓練と併せて託児サービスを提供するものです。

(1) 記入サービスの提供内容

下記（4）の利用対象者に対し、訓練時間中及び休憩時間中に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所及び一時預かり施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たす保育内容を、幼保連携型認定こども園においては、幼

保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設指導監督基準（令和6年3月29日付け成保第206号）を満たす保育内容を提供すること。

(2) 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供すること。

イ 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関が自ら又は委託により、託児サービスを提供する。この場合であっても、原則として、訓練生自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

また、施設外託児サービスの場所は、原則として、訓練実施場所から通所可能な距離にある場所であること。

(3) 託児サービスの提供機関

託児サービスの提供機関は、以下のアからエのいずれにも該当する機関に限る。

ア 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

- ① 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）
- ② 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
- ③ 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
- ④ 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）
- ⑤ 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園、及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）
- ⑥ 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

イ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

ウ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

エ ア～ウのほか、各都道府県等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

(4) 託児サービスの利用対象者

次のいずれにも該当する者とする。

ア 就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。

イ 高等技術専門校長が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者。

(5) 託児サービス利用者の取扱い

託児サービスの利用料は無料とする。ただし、託児サービス料に含まれない食事・軽食（ミ

ルク、おやつを含む) 代、おむつ代等、実費分については、原則として保護者(訓練生)の負担とする。

(6) 託児サービスの上限人数

1コース当たりの上限人数は7人とする。

(7) 託児サービス経費

託児サービス経費は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額(訓練機関自らが訓練生のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費)であることをし、算定基礎月毎に児童1人1月当たり66,000円(外税)を上限とする。

※委託訓練提案書に託児サービス経費に係る見積額を記入のうえ、一般の利用者の利用単価がわかる料金表(案内・チラシ等)を添付してください。

17 委託費

委託費は下記のとおりとします。なお、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなつた訓練機関については、不正行為に係る処分を通知した日から5年間、受託機会を与えないこととするほか、必要な措置を講じます。

提案書の記載に際しては、別添「委託訓練企画コンペ参加申請書・提案書作成にあたっての留意事項」の「第1 4 委託訓練提案書に記載する金額について(P3)」をご確認ください。

(1) 訓練生1人あたりの委託費上限額は、363,000円(外税)とする。(訓練時間数や訓練期間にかかわらず1コースの訓練生1人当たりの上限とする)

(2) 訓練に要する経費は実費の積み上げとし、自動車教習施設における訓練費用は一般の教習受講者と同額であること。

※委託費(概算額)については、訓練機関の選定から訓練生の募集前までに、厚生労働省と協議の上決定します。

(3) 委託費は、委託訓練終了後に支払う。

(4) 委託費の支払いは修了した者(訓練設定時間の80%以上を受講するほか、道路交通法施行規則の規定に基づく卒業証明書の発行を受ける(指定教習所を卒業する)こと)及び、中途退校した者であつて訓練設定時間の80%以上を受講した者を対象に算定を行う。

(5) 指定教習所において法定の教習時間を超える教習が必要となった場合、超過時間に要する費用は訓練生負担とする。また、教習に要する費用のうち、修了(卒業)検定の再検定料、仮免許の再検定料、写真代及び教本代については訓練生の負担、適性検査料については選考を受ける者の負担とする。

18 計画コース数、定員数

公募型企画コンペ方式により選定する令和8年度委託訓練の計画コース数は2コース、定員数は各5名とします。なお、応募状況及び審査結果、予算の都合等により変動することがありますので、予めご了承ください。

19 提出書類、提出期限及び提出方法等

- (1) 提出書類及び部数 別紙2に記載のとおり
 (2) 提出期限 令和8年2月12日(木) 15時まで(期限厳守)
 (3) 提出先

長崎高等技術専門校 企画広報室
 〒851-2127
 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21
 TEL 095-887-5671
 FAX 095-813-5676

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便等、配達記録を証明できるもの。)とする。

※ 郵送の場合でも上記(2)の提出期限内必着とします。特に期限最終日は混雑する場合がありますので、各高等技術専門校企画広報室と調整の上、持参してください。

(5) 提出に当たっての留意事項

- ア 委託訓練提案書は、真に実施可能な訓練コース数を踏まえて提出すること。
- イ 提出された書類は返還しない。
- ウ 虚偽の記載をした企画コンペ参加申請書及び委託訓練提案書は無効とする。
- エ 上記4に掲げる企画コンペ参加資格を満たさない者が提出した委託訓練提案書は無効とする。
- オ 提出書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- カ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

20 プレゼンテーションの実施

委託訓練提案書の内容等の審査に当たって、訓練機関から直接説明を受け、内容等を確認するため、必要に応じてプレゼンテーションを実施します。

日程等詳細は、委託訓練提案書を提出された訓練機関に対して別途お知らせいたしますが、予定は次のとおりです。

※ 応募状況等により日程を変更することがありますので、予めご了承ください。

実施日 令和8年3月13日(金)
 開催方法 WEB形式

21 委託先訓練機関及び訓練コースの内定

ご提案いただいた訓練内容等を審査した上で、原則として令和8年3月末までに委託先訓練機関及び訓練コースを選定し、選定結果は、委託訓練提案書提出者の全てに文書で通知することとしています。

なお、選定された委託訓練の内容等につきましては、県内の雇用情勢、求職者の動向等により、訓練実施時期、訓練定員等の変更、訓練科名及び訓練カリキュラムの一部変更を依頼する場合もありますので、予めご了承くださいますようお願いします。

22 委託契約の締結

各訓練コースの合格者数の確定後に、高等技術専門校に見積書を提出の上、契約となります。

23 その他

選定された訓練コースの訓練開始時期、訓練実施計画書等の提出、訓練実施に係る付帯業務等について、内定通知後に、所管の高等技術専門校からご連絡します。